

8002-1565  
令和6年11月25日

各位

宮崎県日南土木事務所長  
宮崎県日南土木事務所  
事務所長印

### 県道都城北郷線の通行規制の継続について（周知）

向寒の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本県の土木行政につきましては、日頃から特別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、県道都城北郷線においては、鋒野橋（とがんのぼし）に変状が確認され安全に共用できなくなったことから令和5年9月より、鋒野橋を通行止めとした上で、旧県道を迂回路として設定し、片側交互通行としているところです。

さらに、広河原地区においても本年の台風10号による大雨により、路肩決壊が発生したため片側交互通行を行っており、現在、皆様から通行規制解除時期等についての問い合わせを多くいただいております。

県道都城北郷線を利用される方をはじめとして多くの方にご不便とご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんが、下記の状況を御理解いただくとともに、関係団体等に周知をしていただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 県道都城北郷線の通行規制の状況：別添のとおり
- 2 規制解除の見込み
  - ・ 鋒野橋：当面の間（周囲の地盤変状を観測しつつ対策を検討している段階）
  - ・ 広河原地区：令和7年度中
- 3 鋒野橋迂回路（旧県道）について

車両制限令で定める最高限度又は道路法47条第3項に規定する限度を超える車両（以下、「特殊車両」という。）については、通行禁止

※ 旧道の構造上、特殊車両の耐加重等に耐えうる構造となっていないため

寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル	輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満：18.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上：20.0トン

※ 「車両制限令」による一般的制限値

総務課 管理担当：黒木  
電話：0987-23-4663  
FAX：0987-23-7326

県道33号線（都城北郷線）

規制状況 位置図

旧県道



片側交互通行

解除見込み：当面の間

※ 迂回路(旧県道)については、特殊車両通行禁止

片側交互通行

日南市北郷町大字北河内(元狩倉)から  
日南市北郷町大字北河内(広河原)まで

解除見込み：令和7年度中

至 日南市

